別記第６号様式（第12条関係）

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　　北海道知事　様申請者　機 関 名　　　　　　　　　　所 在 地　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　資料貸出承認申請書　次のとおり北海道博物館資料の貸出しを受けたいので、北海道立総合博物館条例第16条第１項の規定により、申請します。 |
|  | 使用目的 |  |  |
| 使用場所 |  |
| 貸出期間 | 年　　　　月　　　　日から年　　　　月　　　　日まで |
| 資料品目及び数量 |  |
|  |

北海道立総合博物館条例（抜粋）

（資料の貸出しの承認）

第16条　本館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

２　交流館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

３　指定管理者は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

(１)　交流館資料の使用の目的が総合博物館の設置の目的に反するとき。

(２)　交流館資料を損傷するおそれがあるとき。

北海道立総合博物館管理規則（抜粋）

（本館資料の貸出しの承認）

第12条　条例第16条第１項の承認を受けようとする者は、別記第６号様式の資料貸出承認申請書を知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が次のいずれかに該当する場合に限り、承認することができる。

(１)　独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人が設置する博物館及び美術館、博物館法（昭和26年法律第285号）第２条第１項に規定する博物館並びに同法第29条の規定による指定を受けた博物館に相当する施設の長

(２)　社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館の長

(３)　国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第２条第１項に規定する図書館の長

(４)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校の長

(５)　その他知事が適当と認める者

３　知事は、条例第16条第１項の承認をしたときは、別記第７号様式の資料貸出承認書を交付するものとする。

（本館資料等の貸出期間）

第13条　本館資料及び交流館資料の貸出しをすることができる期間（以下「貸出期間」という。）は、60日以内とする。

２　前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めたときは、本館資料の貸出期間を延長することができる。

３　第１項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めたときは、交流館資料の貸出期間を延長することができる。

４　知事は、必要があると認めたときは、貸出期間中であっても、本館資料の返還を求めることができる。

５　指定管理者は、必要があると認めたときは、貸出期間中であっても、交流館資料の返還を求めることができる。

（本館資料等の滅失等の届出等）

第14条　本館資料の貸出しを受けた者は、当該本館資料を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

２　交流館資料の貸出しを受けた者は、当該交流館資料を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

３　指定管理者は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。